

一般社団法人医療の質・安全学会

2024 年度定時社員総会資料

別冊

定款（案）全文	P1-6
役員選出規程（案）全文	P7-9
代議員選出規程（案）全文	P10-11

一般社団法人医療の質・安全学会定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人医療の質・安全学会（英文表記 Japanese Society for Quality and Safety in Healthcare 略称 JSQSH）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷二丁目29番1号 渡辺ビル2F 201号室に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、広く英知を結集して医療の質・安全の向上に資する科学的、実践的な研究を推進し、国内外における研究成果の交流・普及を促進することを通じて、医療の質・安全に関する学術基盤の確立と発展に寄与し、もって患者本位の質と安全を提供する新しい医療システムのあり方を実現することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 学術集会の開催
 - （2） 学術雑誌の刊行
 - （3） 医療の質・安全に関する研究の奨励
 - （4） 医療の質・安全にかかる関連学術分野の連携の促進
 - （5） 医療の質・安全の向上に資する教育・研修の推進と普及
 - （6） 医療の質・安全に関する国際交流の推進
 - （7） 医療の質・安全の向上に資する指針および提言の策定
 - （8） その他第3条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会員

（種別）

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- （1） 正会員 医療の質・安全に関する研究、教育、ならびに実践に従事する者
- （2） 名誉会員 医療の質・安全にかかる学術の発展にとくに顕著な功績のあった者
- （3） 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第6条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会手続きを行い理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 正会員と賛助会員は、この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、前項に規定する経費の負担を要しない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、当該会員を除名することができる。

- （1） この法人の会員としての義務に違反したとき
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき

（会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 死亡したとき

- (2) 会費を2年間滞納したとき
- (3) 団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 退会したとき

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員)

第12条 この法人に代議員を置き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。代議員の定数は60人から100人とし、代議員は、正会員による選挙により正会員の中から選出される。代議員選挙の方法については別途定める代議員選出規程による。

2 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。

3 第1項の代議員選挙は、4年に1度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。また、代議員は、第10条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

4 正会員は、「法人法」に規定された次に掲げる代議員の権利を代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第4章 社員総会

(社員総会の構成及び議決権の数)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(開催)

第14条 定時社員総会を毎事業年度の終了後9カ月以内に開催するほか必要がある場合に臨時社員総会を開催することができる。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会運営規程)

第16条 第13条、第14条、第15条のほか社員総会に係る事項は、法人法に基づいて別途定める社員総会運営規程による。

第5章 役員

(役員の設定)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上、25名以内とする。
- (2) 監事 1名以上、2名以内とする。
- 2 理事の3分の2以上は代議員の中から選任するものとする。
- 3 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 4 前項の理事長をもって「法人法」上の代表理事とする。
- 5 第3項に規定する副理事長を含め理事のうち24名以内を「法人法」上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 役員候補者の選任方法に関しては別途定める役員選出規定によるものとする。
- 3 理事会は理事長及び副理事長を選定及び解職する。
- 4 業務執行理事は、理事会で選定する。

(役員職務及び権限)

第19条 理事及び監事の職務及び権限については、法人法の定めに従い、別途定める役員職務権限規程による。

(役員任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し重任は2回までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し重任は1回までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した役員は、後任者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議を経て解任することができる。この場合、その役員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により職務執行に支障があり又これに堪えないとき
- (2) 職務上の義務違反が認められるとき
- (3) 役員として相応しくない行為があったとき

(役員報酬等)

第22条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(損害賠償)

第23条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。

(顧問)

第24条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、理事長の任期を上限として理事長が定める。

4 顧問は次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

4 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席理事全員が署名、若しくは当該理事会に出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

5 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 理事会の決議に参加した理事であって第4項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(理事会運営規程)

第27条 前2条以外の理事会に係る事項については、法人法に従って別途定める理事会運営規程による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第28条 この法人は、会員または第三者に対し、「法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第29条 基金の募集・割当て・払込等の手続き、基金の管理及び返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程による。

(基金の拠出者の権利)

第30条 拠出された基金は、本会の解散のときまで基金の拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第31条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、「法人法」第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類の内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 委員会

(委員会)

第35条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、円滑に遂行するため、理事会の議決に基づいて委員会を設置することができる。

2 委員会に関する事項は別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第38条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、理事長が理事会の決議により別に定める情報公開規程により、その活動状況、運営内容を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第39条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第13章 附則

(剰余金の分配の制限)

第40条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、その他の公益社団法人に帰属するものとする。

(最初の事業年度)

第42条 この法人の設立初年度の事業年度は、一般社団法人の設立の登記の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第43条 この法人の設立時役員及び設立時社員は次のとおりである。

(1) 設立時役員

設立時代表理事 高久 史磨

設立時理事 小泉 俊三

設立時理事	鮎澤	純子
設立時理事	永井	良三
設立時理事	武田	裕
設立時理事	飯塚	悦功
設立時理事	嶋森	好子
設立時理事	河野	龍太郎
設立時理事	往住	悦子
設立時理事	古川	裕之
設立時理事	清水	利夫
設立時理事	上原	鳴夫
設立時監事	児玉	安司
設立時監事	米本	昌平

(2) 設立時社員

設立時社員	高久	史麿
設立時社員	上原	鳴夫
設立時社員	永井	良三

附則

この定款は平成28年6月10日より施行する。

この定款は令和3年6月11日より施行する。

この定款は令和6年6月24日より施行する。

医療の質・安全学会 役員選出規程（案）

第1章 総則

（総則）

第1条 医療の質・安全学会（以下、本会と略記）の役員（理事及び監事）は、本会の定款に定めることのほかは、この規程によって選出する。

第2章 選挙により選出される理事及び監事の選出

（理事及び監事の選出）

第2条 定款17条第2項に定める代議員より選出される2/3以上の理事（以下、選挙理事と略記）及び監事は、候補者に対する、代議員の無記名投票によって選出する。

2 選挙によらず選出される理事（以下、指名理事と略記）は、本規程第22条及び23条に基づき選出する。

（選挙管理委員会）

第3条 選挙理事及び監事選挙（以下選挙と略記）を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、理事長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 選挙管理委員会は、5名の正会員によって構成する。

4 選挙管理委員会の委員となる者は選挙に立候補することができない。

5 選挙管理委員会は、委嘱の際に指定された時点をもって、その委嘱を解かれる。

6 理事長は、理事の中から選挙担当理事を指名し、同理事は、選挙管理委員会の運営を支援する。

（役員の定数の決定）

第4条 役員の定数は改選のつど理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを有権者に公示する。

（有権者）

第5条 有権者は、理事会が定める所定の期日までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金されていることを選挙管理委員会が確認した代議員とする。

（有権者名簿）

第6条 選挙管理委員会は、有権者名簿を作成し、理事会が定める所定の期日までに代議員に通知し、有権者の確認を行なう。

（有権者名簿に対する異議）

第7条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、所定の期日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

2 選挙管理委員会は、その異議が正当であるかどうかを速やかに確認し、その結果を、必要な範囲において、関係者に報告する。

（選挙管理委員会による有権者名簿の訂正）

第8条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を有権者に通知する。

（選挙の公示）

第9条 選挙管理委員会は、有権者に対して、選挙の実施を公示する。

2 選挙の公示は、ホームページ上で行い、有権者の確認、選挙理事及び監事の定数、投票および投票結果確認集計の日程、候補者の確認に関する規定、選挙広報に掲載する事項細目を明記する。

（候補者）

第10条 有権者は、選挙理事又は監事のいずれか一方の候補者（以下、候補者と略記）になることができる。

2 候補者になろうとする者は、あらかじめ選挙管理委員会が定める所定の期間内に、選挙管理委員会が定める方法によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

（候補の辞退）

第11条 選挙管理委員会に届け出後の候補の辞退は、健康上の理由等のやむを得ない事情によるもの以外は認めない。辞退の申し出があれば、選挙管理委員会が審議の上、辞退を承認できるもの

とする。辞退後の再立候補は認めない。

(候補者の届出事項)

第12条 前2条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙等選挙管理委員会が定める方法によって行い、必要な事項を記載しなければならない。

(選挙広報)

第13条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、所属する施設名、所属部署、職位、職種、所属施設の所在地（都道府県名）及び医療の質・安全に関わる特記事項を記載した選挙広報を作成し、正会員に周知する。

(選挙理事の投票)

第14条 投票は、有権者が候補者のなかから適任と思うものを定数の上限まで選び、選挙管理委員会が定める方法で記載する。

2 投票は無記名とする。

(監事の投票)

第15条 投票は有権者が候補者のなかから適任と思うものを定数の上限まで選び、選挙管理委員会が定める方法で記載する。

2 投票は無記名とする。

(投票結果の確認・集計)

第16条 投票結果の確認・集計は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 投票結果の確認・集計は選挙管理委員会が公示に記載した期日に、選挙管理委員会委員の半数以上の参加のもとで行う。

3 投票結果の確認・集計票には、確認・集計を行った選挙管理委員長が署名する。

(投票の無効)

第17条 次の各号の投票は、これを無効とする。

1) 所定の方法で投票しなかったもの。

2) 所定の期日を過ぎたもの。

(当選の決定)

第18条 選挙理事及び監事は、得票数の多い順に、順次理事会で決定した定数までの候補者を当選者とする。

2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会による抽選で決定する。

3 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに公告する。

(選任の決定)

第19条 当選者は、社員総会の承認を経て、理事又は監事に選任されるものとする。

(欠員の補充)

第20条 選挙理事又は監事に、第4条に定める定員を下回る欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、選挙における次点者を、選挙理事又は監事として補充するものとする。

2 選挙における次点者の得票数が同数のときは、当該欠員発生時の選挙管理委員会による抽選で決定する。

3 前項の規定によって選挙理事又は監事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第21条 有権者は、選挙理事及び監事の選挙に関して疑義がある時は申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、疑義の申し出に対し、疑義解消に向けて審議する。

第3章 指名理事の選任

(指名理事の選任)

第22条 本規程第2条第2項に定める、選挙によらず選出される指名理事は、その候補者に対し、社員総会の議を経て、選任する。

(指名理事候補者推薦委員会)

第23条 指名理事の選出（以下、選出と略記）を管理するため、理事会に「指名理事候補者推薦委員

- 会（以下、委員会と略記）を置く。
- 2 委員会の委員は役員選挙当選者のうち理事候補者で構成する。
 - 3 委員会の委員長は構成委員から互選により選任する。
 - 4 委員会は、指名理事が選出されたとき解散する。

第4章 理事長及び副理事長の選出

（理事長及び副理事長の選任）

- 第24条 理事長及び副理事長は、選挙理事から選出する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会で選出・選任する。

（理事長及び副理事長の任期）

- 第25条 理事長及び副理事長の任期は、定款第20条の規定にかかわらず、選任された時に始まり、次期理事長及び次期副理事長が選任された時に終わる。
- 2 理事長及び副理事長は、再任を妨げない。ただし再任は2回までとする。

第5章 規程の改定及び廃止

（規程の改定及び廃止）

- 第26条 この規程は、理事会の議を経て、社員総会の決議によって、改定又は廃止することができる。

（付則）

- 1 この規程は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立時役員が、設立後初めての役員選出を経て選任された場合、定款20条第1項及び第2項の定めにかかわらず、本規程に基づく選任以前の期間をその任期に算入しないものとする。
- 3 この規程を一部改定し令和6年6月24日から施行する。

医療の質・安全学会 代議員選出規程（案）

第1章 総則

（総則）

第1条 医療の質・安全学会（以下、本会と略記）の代議員は、本会の定款に定めることのほかは、この規程によって選出する。

第2章 代議員の選出

（代議員の選出）

第2条 代議員は、候補者に対する、正会員の無記名投票によって選出する。

（選挙管理委員会）

第3条 代議員の選挙（以下選挙と略記）を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、理事長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 選挙管理委員会は、5名の正会員によって構成する。

4 選挙管理委員会の委員となる者は選挙に立候補することができない。

5 選挙管理委員会は、委嘱の際に指定された時点をもって、その委嘱を解かれる。

6 理事長は、理事の中から選挙担当理事を指名し、同理事は、選挙管理委員会の運営を支援する。

（代議員の定数の決定）

第4条 代議員の定数は改選のつど理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを有権者に公示する。

（有権者）

第5条 有権者は、理事会が定める所定の期日までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金されていることを選挙管理委員会が確認した正会員とする。

（有権者名簿）

第6条 選挙管理委員会は、有権者名簿を作成し、理事会が定める所定の期日までに各会員に通知し、有権者の確認を行なう。

（有権者名簿に対する異議）

第7条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、所定の期日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

2 選挙管理委員会は、その異議が正当であるかどうかを速やかに確認し、その結果を、必要な範囲において、関係者に報告する。

（選挙管理委員会による有権者名簿の訂正）

第8条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を有権者に通知する。

（選挙の公示）

第9条 選挙管理委員会は、有権者に対して、選挙の実施を公示する。

2 選挙の公示は、ホームページ上で行い、有権者の確認、代議員の定数、投票および投票結果確認集計の日程、開票場所、候補者の確認に関する規定、選挙広報に掲載する事項細目を明記する。

3 選挙管理委員会は、定められた期間、候補者の推薦状況（誰が候補者として推薦されているかその状況）を、適時、ホームページ上に公示する。

（候補者）

第10条 有権者は、代議員の候補者（以下、候補者と略記）になることができる。

2 候補者になろうとする者は、あらかじめ選挙管理委員会が定める所定の期間内に選挙管理委員会が定める方法によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

（候補の辞退）

第11条 選挙管理委員会に届け出後の候補の辞退は、健康上の理由等のやむを得ない事情によるもの以外は認めない。辞退の申し出があれば、選挙管理委員会が審議の上、辞退を承認できるものとする。辞退後の再立候補は認めない。

(候補者の届出事項)

第12条 前2条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙等選挙管理委員会が定める方法によって行い、必要な事項を記載しなければならない。

(選挙広報)

第13条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、所属する施設名、所属部署、職位、職種、所属施設の所在地（都道府県名）、及び医療の質・安全に関わる特記事項を記載した選挙広報を作成し、正会員に周知する。

(代議員の投票)

第14条 投票は、有権者が候補者のなかから適任と思う者を、20名を上限として選び、選挙管理委員会が定める方法で記載する。

2 投票は無記名とする。

(投票結果の確認・集計)

第15条 投票結果の確認・集計は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 投票結果の確認・集計は選挙管理委員会が公示に記載した期日に、選挙管理委員会委員の半数以上の参加のもとで行う。

3 投票結果の確認・集計票には、確認・集計を行った選挙管理委員長が署名する。

(投票の無効)

第16条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- 1) 所定の方法で投票しなかったもの。
- 2) 所定の期日を過ぎたもの。

(当選の決定)

第17条 代議員は、得票数の多い順に、順次理事会で決定した定数までの候補者を当選者とする。

2 得票数が同数の候補者がいるときは、選挙管理委員会による抽選で決定する。

3 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに公告する。

(選任の決定)

第18条 当選者は、選挙結果の公告をもって、代議員に選任されるものとする。

(欠員の補充)

第19条 代議員に、定款に定める定員の下限を下回るような欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、選挙における次点者を、代議員として補充するものとする。

2 選挙における次点者の得票数が同数のときは、当該欠員発生時の選挙管理委員会による抽選で決定する。

3 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

(選挙の疑義)

第20条 有権者は、代議員の選挙に関して疑義がある時は申し出ることができる。

2 選挙管理委員会は、疑義の申し出に対し、疑義解消に向けて審議する。

第3章 規程の改定及び廃止

(規程の改定及び廃止)

第21条 この規程は、理事会の議を経て、社員総会の決議によって、改定又は廃止することができる。

(付則)

1. この規程は平成26年4月1日から施行する。
2. この規程を一部改定し令和6年6月24日から施行する。